

議案第 8 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年君津市条例第 2 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
君津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和5年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>